

鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

介護予防・日常生活支援総合事業では、家事などの生活を支援する多様なサービスや、住民同士のつながりを中心とした介護予防の活動などを利用し、高齢者自身の持つ能力を活かしながら、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支え合う取り組みを進めます。

総合事業の構成



介護予防・ 生活支援 サービス 事業

- 内 容 ◇ 訪問型サービス ◇ 通所型サービス
対象者 ◇ 要支援 1・2 と認定された方
◇ 65 歳以上の方で「基本チェックリスト」に基づく判定の結果、生活機能の低下が見られた方（事業対象者）

一般介護 予防事業

- 内 容 ◇ 介護予防のための教室
◇ 身近な場所での通いの場 など
対象者 ◇ 65 歳以上の全ての方
(事業によって一部できないものもあります。)

ポイント!

利用手続きが簡単になりました

総合事業のサービス利用には、介護認定は必要ありません。
身体状況を把握するための 25 項目の「基本チェックリスト」の実施で
身体機能の状態を確認し事業対象者であることが確認できると、迅速に
サービスを利用できます。

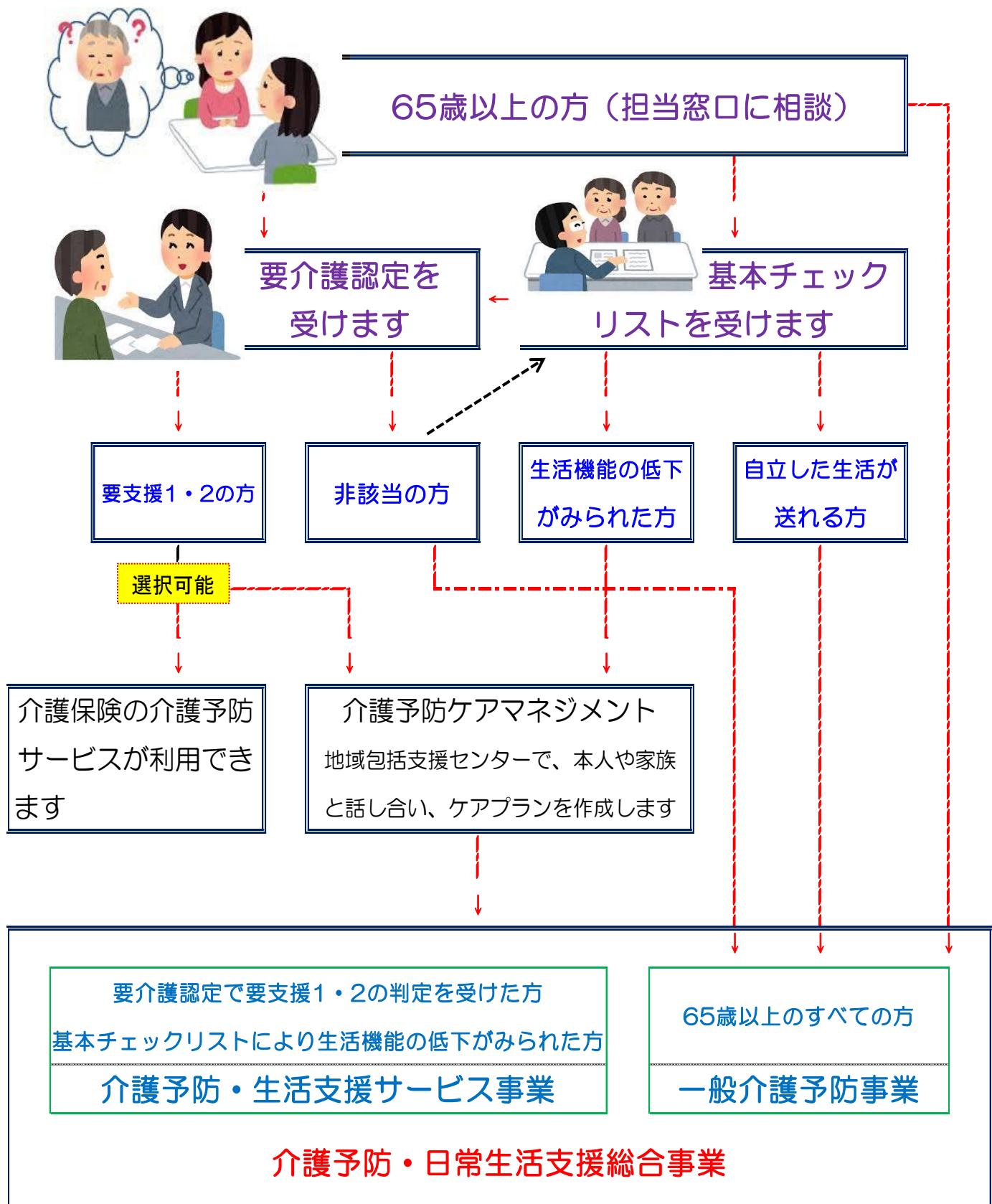
基 本 チ ェ ッ ク リ ス ト

No.	質 問 項 目	回答：いずれかに○をお付けください		参 考
1	バスや電車で1人で外出していますか	○.はい	1.いいえ	社会参加
2	日用品の買物をしていますか	○.はい	1.いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	○.はい	1.いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	○.はい	1.いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	○.はい	1.いいえ	

- 以下 続く - (基本チェックリストの一部です)

鶴 岡 市

「介護予防・日常生活支援総合事業」利用までの流れ



※ 担当窓口

お住まいの担当の地域包括支援センター・各庁舎 市民福祉課・市役所 長寿介護課

介護予防・生活支援サービス事業



訪問型サービス (R1.10.1 現在)

サービスメニュー	サービス内容	サービスを提供する人	利用者負担額(※) (1割負担の場合)
訪問介護相当サービス (従来の介護予防訪問 介護サービスと同等)	身体介護および 生活支援サービス (1回20分～60分以内)	訪問介護員	○身体介護を含むもの 1回267円～286円 ○生活援助のみ 1回187円～200円 ※別途、初回訪問や生活 機能向上連携などの利用 者負担があります
訪問型サービスA (緩和した基準 によるサービス)	生活援助のみサービス (1回20分～60分以内)	訪問介護員 または 新たな担い手	○1回187円～200円
訪問型サービスB (住民主体による支援)	生活援助のみサービス (1回20分～60分以内)	新たな担い手	○1回150円
訪問型サービスC (短期集中 予防サービス)	退院後などで通所型サービス への参加が困難な方への訪問 指導等 (1回40分程度、3～ 6ヶ月間)	保健・医療の 専門職	○1回450円

通所型サービス (R1.10.1 現在)

サービスメニュー	サービス内容	サービスを提供する事業所	利用者負担額(※) (1割負担の場合)
通所介護相当サービス (従来の介護予防通所 介護サービスと同等)	食事・入浴・排せつの介助や 機能訓練、レクリエーション 等のサービス (1回5時間以上)	通所介護事業所	○1回380円～391円 ※別途、運動機能向上・口腔 機能向上などの利用者負 担があります ※送迎があります
通所型サービスA (緩和した基準 によるサービス)	機能向上 運動・体操・筋トレなど (1回2時間以上)	通所介護事業所	○1回266円～274円
通所型サービスB (住民主体による支援)	機能向上 運動・体操・筋トレなど (1回2時間程度) 週2回程度	新たな担い手 による団体	○1回100円～ ※サービス内容によって自己 負担金があります
通所型サービスC (短期集中 予防サービス)	短期集中の生活行為の改善支 援 (1回2時間程度、3ヶ月 で12回程度の利用)	保健・医療の 専門職の 所属事業所	○送迎あり 1回490円 ○送迎なし 1回450円

(1) 利用者負担は、1割負担となります。なお、一定の収入がある場合は2割または3割負担となるサービスもあります。

(2) 利用サービス・回数は身体状況に基づいたケアマネジメントにより決まります。

※利用者負担額は、年度の途中でも変更される場合があります。

誰もが、いつまでも生き活きと 暮らし続けられる地域社会の実現

鶴岡市第7期介護保険計画より

今、生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増えています。だからこそ、一人一人が自らの健康増進や介護予防に取り組み、お互いに支え合うことが大切です。

鶴岡市では、介護予防のための「通いの場」づくりや、掃除や買い物などの生活支援などについて、地域の皆さんで支え合う仕組みづくりを進めています。

地域とつながりを持つことで、きっと新しい生きがいも見つかるはず。

いつまでも自分らしく、住み慣れた街で元気に暮らし続けるために、自分の生活を見つめてみませんか？



●介護予防活動や、生活支援の新たな担い手を養成する「担い手養成研修」を行っています。研修を修了すると、有償での活動も可能です。

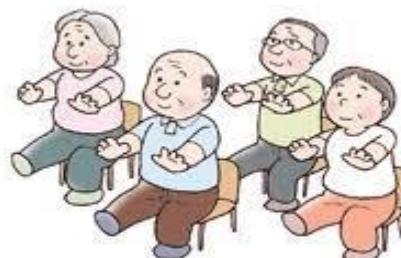
●地域住民の皆様が主体となり総合事業のサービスを実施する場合、団体の活動に助成を行っています。

☆ 一般介護予防事業 ☆

高齢者の方がどなたでも参加でき、介護予防・健康づくりに役立つ講座を行っています。

【いきいき百歳体操講座】

お住まいの近くの公民館等で、地域の皆さんのが運営主体となり自主的に週1回以上介護予防の体操を行う団体に対し、「いきいき百歳体操」を効果的に行うために支援します。



【介護予防講座】

老人クラブやサロンなどへ出向いて、介護予防のため講話や体操などを実施します。

♥ 通いの場の立ち上げへの支援を行っています。お気軽にご相談ください ♥

総合事業の担い手や「通いの場」についてのお問合せは・・・

・・・市役所長寿介護課 または 各庁舎市民福祉課までどうぞ